



意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒951-8106
(ふりがな) にいがたしひがしおおはたどおり
(住所) 新潟市東大畑通1番町643番地2
(ふりがな) にいがたししょうぼうきょく
(名称) 新潟市消防局
(ふりがな) あおき こうや
(代表者名) 青木孝也
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

現在、適用を受けている電波利用料の減免措置は、消防救急無線が、国民の生命、身体、財産の保護に係る緊急かつ重要な通信であり、地方公共団体の防災用無線についても国民の安全確保の目的であることを重視し設けられたもので、その立法趣旨は現在も何ら変わるところはありません。また、消防救急無線等は、災害活動時に必要不可欠で、必要最低限の使用であるため、事業者の経済活動に利用するものと異なり、こうした国、地方公共団体からの利用料の徴収が必ずしも電波有効利用のインセンティブにつながるものとは思えません。

さらに、電波の逼迫地域や逼迫帯域に限って、国や地方公共団体から負担を求めることは、国民の安全確保において地域差が生じることになると思われま

す。

以上のようなこと及び地方財政の逼迫した中で新たな財政負担を強いられることは、消防機関が取り組んでいる無線のデジタル化移行への遅れも懸念されることから、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 780-0870
(ふりがな) こうちしほんまち
(住所) 高知市本町4-1-27
(ふりがな) こうちししょうぼうきょく
(名称) 高知市消防局
(ふりがな) たけまさたかのり
(代表者名) 武政孝典
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は災害対応の非常通信であり、大規模災害時の消防救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって国民の安全確保を図るうえで不可欠であり、消防救急無線以外に通信を代替する手段がありません。
消防救急無線は、国民のために利用するものであり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らですが、消防機関が利用することにより便益を受けるのは国民です。
消防機関に対する特例措置が廃止となれば、電波利用に要する財政負担が生じるほか、電波利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いられることにより、デジタル化移行への遅れも懸念されます。
このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を維持して頂きたいと要望します。

意 見 書

平成16年（2004年）8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-4401
住 所 山口県大津郡日置町
大字日置上5926番地
団 体 名 日 置 町
代表者氏名 日置町長 江原清
電 子 メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

- 1 本町において運用中の防災行政用の無線局は、特に災害発生時、有線が途絶した場合、欠くことのできない重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところであります。
- 2 消防活動において、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、特に本町のように消防本部から離れた町の場合、消防本部と連携をとりながら消防団への情報伝達することは、人命の救助、財産の維持確保のためには必要不可欠であります。また、災害時の消防団相互の通信により指揮系統を確立することによって、個々の消防団員を機能させ、災害の拡大防止、早期解決へと繋がります。このように消防無線は、本町の消防防災上、欠くことのできない重要な情報伝達手段となっております。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退するものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 771-4501

(ふりがな) とくしまけんかつらぐんかみかつちょうおおあざふくはらあざしもよこみね

住 所 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

(ふりがな) かみかつちょうちょう かさまつかずいち

氏 名 上勝町長 笠松 和 市

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、つぎのとおり意見を提出します。

地方公共団体の防災行政無線は災害対策基本法第4条等の防災業務を遂行する上で効果的な通信連絡網として設置された局であり、その目的からしても従来どおりの減免をお願いしたい。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 510-0087

(ふりがな) みえけん よっかいちし にしんち

住所 三重県四日市市西新地14-4

(ふりがな)よっかいちし しょうぼうほんぶ

名称 四日市市消防本部

(ふりがな)しょうぼうちょう すずき しろう

代表者 消防長 鈴木 史郎

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものです。現在の逼迫した地方財政の中で、当市の消防施設整備として、通信指令台の更新、NO_x・PM法の施行による消防車両の更新、消防無線のデジタル化等大規模な事業が予定されており、電波利用料が徴収されるなどこれ以上の財政負担となると、行政サービスの低下に繋がることが懸念されるとともに、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用のインセンティブにつながるとは考えられません。

今後も、地方公共団体に対する電波利用料の減免措置を現行どおり継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

787-0015

高知県中村市右山750-1

幡多中央消防組合消防本部

警防係長 今城 順市

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等においては、国民の生命、財産、身体の保護に係る高い公共性があると考えます。地方公共団体等に財政的な負担を課することは、住民にとって不可欠な行政サービス低下を避ける観点から設けられたものであります。

この立法趣旨は現在でも変わるものではないどころか、昨今の地方財政現状を鑑みれば、減免措置を受けることにより、消防サービスの水準低下が軽減されるのではないかと思います。消防機関は、災害防除活動等に、消防無線を必要とすることは、最低限度必要なことから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関の電波利用により、便益を受けるのは、国民である。

電波を公物ととらえ、経済的価値を勘案した場合、消防機関の使用については、経済的措置は生じないと思います。消防機関は、只今、無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることは、デジタル化移行に遅れが懸念される事と考えます。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特別措置を維持していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年 8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 981-0914
(ふりがな) せんだいし あおばく つつみどおりあまみやまち
住 所 仙台市 青葉区 堤通雨宮町 2番 15号
(ふりがな) みやぎけん しょうぼうちようかい
氏 名 宮城県 消防長会
かいちょう
会 長 仙台市消防局 消防局長 かもま しんいち
可 沼 伸 一

副会長	塩釜地区消防事務組合消防本部	消防長	渡邊 杜夫
副会長	大崎地域広域行政事務組合消防本部	消防長	千葉 賢
	仙南地域広域行政事務組合消防本部	消防長	加藤 建
	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防長	千葉 幸喜
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	消防長	菊田 清一
	岩沼市消防本部	消防長	長田 喜蔵
	名取市消防本部	消防長	高橋 清
	栗原地域広域行政事務組合消防本部	消防長	早川 浩義
	亘理地区行政事務組合消防本部	消防長	渡邊 毅
	登米地域広域行政事務組合消防本部	消防長	千葉 英明
	黒川地域行政事務組合消防本部	消防長	磯部 利彦

電話番号
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)意見

《消防・救急用無線局からの徴収(第6章第2節関係)》について

以下に示す理由から、地方公共団体が開設する消防・救急用無線局については、引き続き電波利用料の徴収を免除すべきです。

- 1 消防・救急用無線局は、住民の生命、身体等を保護するという基礎的行政サービス的手段として高い公共性を有している。もはや、無線なしでの消防・救急業務は考えられない。
- 2 電波有効利用については、公共サービスという性格上、電波利用料というコストによりインセンティブを与えるのではなく、免許付与時の審査等、他の制度によって実現させることが適当である。現に、審査基準の改正によって多くの消防本部が電波の有効利用を目指しデジタル化への取り組みを始めている。
- 3 基礎的行政サービス的手段となっている無線について、逼迫地域についてのみ電波利用料を課すことは、サービス水準の地域格差の一因ともなり適当でない。

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 308-0194
(ふりがな) いばらきけんまかべぐんせきじょうまちおおあざふにゆう
住 所 茨城県真壁郡関城町大字舟生1040
(ふりがな) せきじょうちょうちょう さいとう かずお
氏 名 関城町長 齋藤 和夫

「電波利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用制部会 最終報告書（案）」に関する意見

1 意見項目 第2節 「国、地方公共団体の扱いについて」

2 意見 防災行政無線について、現行1／2免除から全額免除にすべきと考えます。

3 理由

(1) 市町村防災行政無線は、地域住民の生命財産を保護するために必要不可欠なものであることは、新潟・福島及び福井集中豪雨でさらに広く認識されるところであります。また、その他の災害（特に火災）でも、防災行政無線を利用することにより、災害被害を最小限にとどめている現状にあります。

市町村防災行政無線は、一部の人間が自己の目的達成のために利用するのではなく、地域住民の人命及び財産を守るために使用するものであるため、一般の無線とは利用状況が異なるため、電波利用料を免除すべきであると考えます。

(2) 現在の市町村の財政事情は非常に厳しいものであります。防災無線の維持管理料も莫大な金額がかかっております。そういう状況の中、これから防災行政無線の整備を計画している市町村などでは、さらなる負担を強いられることになり防災行政無線の普及について阻害する恐れがあります。むしろ電波利用料を免除することが、防災行政無線の普及につながるものだと考えます。

(3) 国の施策として同報系無線のデジタル化を進めており、デジタル化により双方通信が可能になりますが、今までの受け手側も無線局となり、電波利用料の対象となってしまい市町村の負担が増大するため、デジタル化移行の妨げにつながると考えます。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 309-1293
(ふりがな) いばらきけんまかべぐんやまとむらおおあざはねだ
住所 茨城県真壁郡大和村大字羽田1023番地
(ふりがな) やまとむらそうむかちょう いのかずひこ
氏名 大和村総務課長 猪野和彦
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」
に関する意見

「第6章 第2節 国、地方公共団体の扱い」に関し、次のとおり意見を申し上げます。

1. 意見

(1) 消防無線等は、A案：現行どおり減免すべきと考えます。

2. 上記理由

(1) 消防無線等は、住民の生命・財産を保護するために利用されるもので、公共性が高い。
(2) 地方公共団体に財政的な負担をかけることは、デジタル化への移行等に おいても障害となり、住民サー
ビスの低下につながりかねない。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒999-3144
(ふりがな) やまがたけんかみのやましいしぎき
(住所) 山形県上山市石崎一丁目7-46
(ふりがな) かみのやまししょうぼうほんぶ
(名称) 上山市消防本部
(ふりがな) せきねとしや
(代表者名) 関根敏也
(電話場号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線等、公共団体への電波利用料を課した場合、当然として財政負担の増となり、昨今の財政逼迫の状況から、結果的に住民への行政サービスの低下に繋がるものと思料されるため、現行のとおり特例措置を継続いただきますよう意見を提出いたします。

意見書

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 620-8501
(ふりがな) きょうとふふくちやましないき
住 所 京都府福知山市字内記13-1
(ふりがな) ふくちやまししょうぼうほんぶ
名 称 福知山市消防本部
(ふりがな) あしだまさお
代 表 者 芦田正夫
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱い

消防無線等は住民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を有することから、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、行政サービス水準が低下することを避ける観点から、電波利用料の減免措置が設けられているものである。

消防機関の電波利用については、次のとおりと考える。

- ①消防機関の無線使用は、災害時の必要最低限の交信に限られており、高い公共性を有する業務に有効に活用されていること。
- ②近年、緊急消防援助隊をはじめとする広域応援において、特定地方公共団体の区域を越えた広いエリアで、その活動に電波を使用せざるを得ないこと。
- ③事業者が電波を利用することにより利益を受けるのは事業者自身であるが、消防機関が電波を利用することにより利益を受けるのは国民（住民）であること。
- ④国民の利益を守るために災害防衛活動を行う消防機関に、電波を利用したことによる経済的価値は生じ得ないこと。
- ⑤消防機関は、電波の有効利用を促進する観点から、現在、多額の経費を要する消防・救急無線のデジタル化に取り組んでおり、新たな財政負担は法的期限の定められたデジタル化へのスムーズな移行を阻害する要因になる。

以上のことから、地方公共団体（消防機関）の取り扱いについては、現行のとおり特例措置を継続していただきますよう意見提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒504-8555
(かかみがはらしなかさくらまち)
各務原市那加桜町1丁目69番地
(かかみがはらしちょうもりしん)
各務原市長 森 真
電 話 [REDACTED]
Eメール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)
に関し、以下のとおり意見を提出します。

記

市町村においては、無線機の局数も多く、よって利用料の負担も重くなるため、
現行どおり電波利用料の減免及び免除を希望いたします。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒273-0102

(ふりがな) ちばけんかまがやしうきょうづか

(住所) 千葉県鎌ケ谷市右京塚10番12号

(ふりがな) かまがやししょうぼうほんぶ

(名称) 鎌ケ谷市消防本部

(ふりがな) おおたかゆうじ

(代表者名) 大高勇治

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があるため電波利用料減免措置を設けられたものである、この立法趣旨は現在でも何も変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 17 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

〒 7 9 1 - 0 5 0 2

愛媛県周桑郡丹原町願連寺 4 4 2 - 1

周桑事務組合周桑消防本部

消防長 杉 和鬼

TEL

FAX

E メール

電波利用を巡る社会的状況は大きく変化し、電波利用料制度も見直しを含めた検討が必要である。

しかし、国民の生命、身体、財産を保護する法的任務を遂行する地方公共団体等が開設する無線局は、今後とも、利用料の適用除外を継続すべきである。多大な費用を投入し、デジタル化等が、利用料を徴収することにより遅れがないようにすべきである。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-0962

(ふりがな) いしかわけんかなざわしひろさか

住 所 石川県金沢市広坂2丁目1番5号

(ふりがな) かなざわししょうぼうほんぶたんとうじちようけんとうせいしれいかちようかわはらはるお

氏 名 金沢市消防本部担当次長兼統制指令課長 河原 春男

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」最終報告書(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 消防機関が開設する消防無線局は、「消防は、その施設及び人員を活用し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに・・・」という消防組織法第1条の目的達成のためには必要不可欠な消防装備であり、手数料や利用料といったランニングコストがかかることは、本来の目的に沿わない。
- 2 消防無線は、使用について単に市町村消防に限られることなく、昨今の災害の広域化に対応し、市域を越えた広範囲の応援体制(県内広域応援活動及び緊急消防援助隊活動など)が確立したことにより公共性がより増大していると思料される。

- 3 消防無線は、公共の目的のためだけにのみ使用されるものであり、市場経済の動向に左右されるものではない。
- 4 現在、非常に厳しい財政状況の中、来る消防救急無線のデジタル化の導入に鋭意努力を傾注する最中において、新たに電波利用料等の徴収ということになれば、デジタル導入計画の実施に際し財政当局との調整に相当困難が予想される。

上記事由により、消防救急無線については現行どおり減免することが適当である。

意見書

錦消第22号
平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 740-0724
住所 山口県玖珂郡錦町大字広瀬6748
団体名 錦町
代表者氏名 錦町長 寺本隆宏
電子メール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。


別紙

- 1 本町において運用中の防災行政無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成 16 年(2004 年)8 月 1 8 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号	755-0027
住所	宇部市港町2丁目3番30号
団体名	宇部市消防本部
代表者氏名	消防長
電子メールアドレス	

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙
のとおり意見を提出します。

別 紙

現代の消防業務における無線設備は、火災・救急・救助等で活動する際、効率的に業務を遂行するため、本部と出動隊との情報伝達手段として欠くことのできない設備であり、災害の防除、被害の軽減、迅速な救急活動に大きく寄与しているところです。

減免措置が廃されれば、昨今の厳しい財政状況のもと、無線局数が制限され、消防活動に支障をきたし、住民サービスの水準低下が懸念されます。

消防機関による電波使用は経済的なものではなく、純然たる災害防除活動であり、防災体制の確立、国民の生命・身体・財産を保護するため、現行のとおり特例措置を継続していただきたく、切に要望します。

意見書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県知事 増田寛也

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

1. 消防救急無線及び防災行政無線は、地方公共団体が災害時、緊急時の重要な通信手段として、住民の生命、身体、財産を保護するという公共的な責務を遂行するために不可欠であり、電波利用料は現行通りに減免すべきと考える。
2. 今後、国の政策としてのデジタル化推進のため、財政負担が伴うことになるので、電波利用に係る負担についても十分配慮されるべきである。

意見書

平成16年8月18日

総務賞総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 845-8511

(ふりがな) さがけんおぎぐんみかつきまちおおあざちょうかんだ

住 所 佐賀県小城郡三日月町大字長神田2312番地の2

(ふりがな) はやしとみよし

氏 名 三日月町長 林 富 佳

電話番号

電子メールアドレス

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。

このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いいたします。